

阿品台中学校地域学校協働本部規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、地域全体で未来を担う子ども達の学びや成長を支え地域を創生するという同じ目的のために、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域学校協働活動を行う。

(名称)

第2条 本会は、阿品台中学校地域学校協働本部と称する。

(構成員)

第3条 本会は、地域学校協議会委員、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）、ボランティア等から構成される。

第2章 役 員

(役員)

第4条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計監査 若干名

(役員を選出)

第5条 会長は、地域学校協議会委員の互選により選出する。

2 副会長及び会計監査は会長の指名により選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計監査は、この会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第3章 活 動

(活動)

第8条 本会は、第1条の目的を達成するために必要な活動を行う。

(会議)

第9条 本会の活動を円滑に進めるために、地域学校協議会及び活動調整会議を開催する。また、必要に応じて研修を開催する。

2 地域学校協議会は定期会と臨時会とし、定期会は毎年1回開催し、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。

3 地域学校協議会は、次の事項を協議し決定する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 規約等の改正に関する事項

(5) その他重要事項

4 活動調整会議は、必要に応じて開催する。

5 活動調整会議は、地域学校協働活動の円滑な推進のための調整を行う。

第4章 事務局

(任務)

第10条 本会の事務局を学校区内に置き、任務は次のとおりとする。

(1) ボランティアの募集及び登録整備

(2) 活動記録の作成・管理

第5章 会 計

(事業年度及び会計年度)

第11条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附則 この規約は 平成31年4月1日から施行する。